第四管区海上保安本部公示第37号

水路業務法第8条に基づき次のとおり公示する。 令和7年10月24日

第四管区海上保安本部長 (公印省略)

- 1 水路測量を実施する者の名称及び住所 第四管区海上保安本部 愛知県名古屋市港区入船2丁目3番12号
- 2 水路測量を実施する区域及び期間 付図に示すとおり 令和7年11月6日~令和7年12月26日 (うち3日間)
- 3 水路測量の実施方法 GNSSによる測位、マルチビーム音響測深機による測深
- 測量船には、水路業務法第17条に基づき、 水路業務法施行規則(昭和25年運輸省令第 55号)第6条に定める標識を揚げる。

4 その他必要な事項



